

九都県市同日発表

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進に関する要望の実施について

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について、国に対して要望いたしましたので、お知らせします。

- 1 要望日 令和3年5月26日（水）
- 2 要望先 国の関係省庁（経済産業省、国土交通省、環境省）
- 3 要望内容 別添要望書のとおり

お問合せ先			
(九都県市に関すること)	環境創造局環境管理課長	森山 晴美	Tel 045-671-2474
(大気環境に関すること)	環境創造局大気・音環境課長	鈴木 孝	Tel 045-671-2476
(九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会事務局)	千葉市環境局環境保全部環境保全課		Tel 043-245-5263

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準をほぼ達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下 PM2.5 という。）については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

特に、光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が、全国的に0%と依然として低い状況にあり、さらに光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。PM2.5については、大気環境中の濃度は低減しているものの、安定的な環境基準の達成には至っていない地域がある。

国は、光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質である揮発性有機化合物（以下 VOC という。）について、2010年度における削減量が目標を上回ったとして、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度を継続することが適当としているが、近年においては、削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダントやPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づく総量削減基本方針に係る総量削減期間の期限が2020年度末に到来したが、依然として光化学オキシダントやPM2.5の原因物質であるVOCや窒素酸化物（以下NOxという。）等の主要な発生源となっている。

このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントやPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時はもとより、大会以降においても良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。

- 1 光化学オキシダント及び PM2.5 の原因物質である VOC について、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的な削減対策を推進すること。
- 2 VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援を行うなど必要な措置を講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組みが推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- 3 自動車 NOx・PM 法による車種規制について、今後も継続するとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- 4 新車時の排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法の導入及びディーゼル重量車の実走行時の排出ガスを低減させる措置を講じること。

令和3年5月26日

経済産業大臣 梶山弘志様

国土交通大臣 赤羽一嘉様

環境大臣 小泉進次郎様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎